

熊本防衛支局地方調整官等の専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成 2 4 年 4 月 6 日

九州防衛局長 廣瀬 行成

熊本防衛支局地方調整官等の専決及び代決に関する達

(通則)

第 1 条 熊本防衛支局長（以下「支局長」という。）の決裁事項についての専決及び代決は、別に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この達において「専決」とは、常に支局長に代わって支局長の決裁事項のうち特定事項について決裁することをいい、「代決」とは、支局長又は専決すべき者が出張、休暇その他の理由により不在であって、かつ、当該事項が至急に処理されなければならない場合に、それらの者に代わって当該事項について決裁することをいう。

(専決事項)

第 3 条 地方調整官の専決事項は、別表第 1 のとおりとする。ただし、特に重要なものを除く。

2 建設調整官の専決事項は、別表第 2 のとおりとする。ただし、特に重要なものを除く。

(代決)

第 4 条 代決を行うことができるものは、別表第 3 のとおりとする。

2 代決を行ったものは、速やかにその権限を有する者に報告しなければならない。

附 則（平成 2 4 年 4 月 6 日九州防衛局達第 3 号）
この達は、平成 2 4 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 1 日九州防衛局達第 2 号）
この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 4 日九州防衛局達第 2 号）
この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 地方調整官専決事項

1 総務課、業務課に関する事項

号 数	事 項
1	法令、告示及び通達の通知

2	調査、統計の作成、報告及び資料の収集、定例報告の提出
3	自衛隊に属する航空機及び艦船への搭乗依頼及び輸送請求、給食その他協力依頼
4	自衛隊の立入制限施設等への立入申請
5	前各号に掲げる以外のもので地方調整官専決を適当と認める通常業務

2 総務課に関する事項

号 数	事 項
1	支局書式の制定及び改正
2	人事院規則 9－80（扶養手当）第4条の規定による扶養親族の認定
3	人事院規則 9－24（通勤手当）第4条の規定による通勤届の確認及び通勤手当の決定又は改定
4	人事院規則 9－54（住居手当）第7条の規定による住居届の確認及び住居手当の決定又は改定
5	人事院規則 9－89（単身赴任手当）第8条の規定による単身赴任届の確認及び単身赴任手当の決定又は改定
6	児童手当に関する訓令（昭和47年防衛庁訓令第1号）に基づく事務
7	給与の留守宅渡及び扶養親族に関する届出の特例手続きに関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第39号）に基づく事務
8	職員のレクレーション計画に基づくレクレーションの実施
9	国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「宿舎法施行規則」という。）第9条の規定による宿舎貸与の承認及び承認書の交付
10	宿舎法施行規則第10条の規定による同居の承認
11	宿舎法施行規則第21条第2項の規定による模様替等の工事の承認
12	宿舎法施行規則第24条の規定による明渡猶予の承認
13	国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和34年大蔵省訓令特第6。以下「宿舎事務取扱準則」という。）第14条第1項の規定による合同宿舎貸与要求書の所轄財務局長への提出
14	宿舎事務取扱準則第15条の規定による所轄財務局長への転任等の通報
15	建設工事の実施に関する達第7条の規定による工事入札状況調書の送付
16	前各号に掲げる以外のもので地方調整官専決を適当と認める通常業務

3 業務課に関する事項

号 数	事 項
1	防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「国有財産取扱規則」という。）第11条の規定による土地及び建物以外の財産の取得

- | | |
|----|--|
| 2 | 国有財産取扱規則第18条の規定による移築及び改築 |
| 3 | 国有財産取扱規則第19条第2項及び第3項の規定による他の各省各庁の使用並びに同条第4項の規定による防衛大臣への報告 |
| 4 | 国有財産取扱規則第20条の規定による部局間の使用及び処理後の防衛大臣への報告 |
| 5 | 国有財産取扱規則第21条第4項及び第5項の規定による一般の使用等の許可並びに同条第6項の規定による防衛大臣への報告及び所轄財務局長等（国有財産取扱規則第21条第6項に規定する財務局長等をいう。以下同じ。）への通知 |
| 6 | 国有財産取扱規則第22条第2項の規定による所轄財務局長等への通知及び引継ぎ並びに同条第3項の規定による用途廃止及び所轄財務局長等への通知 |
| 7 | 国有財産取扱規則第25条の規定による譲与又は売払い後の所轄財務局長等への通知 |
| 8 | 国有財産取扱規則第27条第1項の規定による所轄財務局長等との協議 |
| 9 | 国有財産取扱規則第28条の規定による一般の使用等の許可の所轄財務局長等への通知 |
| 10 | 国有財産取扱規則第29条の規定による防衛大臣への報告 |
| 11 | 国有財産取扱規則第33条の規定による国有財産の異動に係る防衛大臣への報告 |
| 12 | 国有財産取扱規則第35条第2項の規定による境界確定後の防衛大臣への報告 |
| 13 | 国有財産取扱規則第36条第1項の規定による台帳登録事務 |
| 14 | 国有財産取扱規則第37条の規定による台帳附属図面の整備等 |
| 15 | 国有財産取扱規則第40条の規定による庁舎等管理簿及び国有財産増減整理簿への記載 |
| 16 | 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号。以下「国有財産取扱訓令」という。）第6条第1項の規定による国有財産供用通知書の供用事務担当官への送付 |
| 17 | 国有財産取扱訓令第7条第3項及び第4項の規定による国有財産仮供用の仮供用事務担当官との協議及び通知書の送付 |
| 18 | 国有財産取扱訓令第8条第2項の規定による国有財産供用廃止通知書の供用事務担当官への送付 |
| 19 | 国有財産取扱訓令第11条第3項の規定による使用許可の供用事務担当官との協議 |
| 20 | 国有財産取扱訓令第13条の規定による使用許可の供用事務担当官への通知 |
| 21 | 国有財産取扱訓令第14条第3項の規定による飛行場部外者使用状況の所轄財務局長等への通知及び防衛大臣への報告 |
| 22 | 国有財産取扱訓令第15条の規定による他の各省各庁等の使用 |
| 23 | 国有財産取扱訓令第17条第1項及び第2項の規定による供用事務担当官への依頼及び協議 |
| 24 | 国有財産取扱訓令第23条第2項の規定による供用事務担当官への通知 |
| 25 | 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82 |

	号) 第7条の規定による台帳価格の市町村長への通知
26	特別借受宿舎に係る事務のうち敷地の貸付契約手続及び建物の登記並びに宿舎の借上げに係る事務
27	登記嘱託
28	不動産登記簿及び公共物の台帳の謄本又は抄本の交付並びに閲覧の申請
29	支局所掌業務の処理に必要な戸籍謄本住民票等の交付並びに閲覧の申請
30	不動産の評価依頼及び固定資産税評価額等の照会
31	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第14条第5項第5号及び5の5に規定する証明書の交付
32	駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第76号。以下「賃借等の処理に関する訓令」という。）第21条第3項の規定による土地等の所有者等への工事代行承認の通知
33	賃借等の処理に関する訓令第22条第2項の規定による土地等の所有者等への移転代行承認の通知
34	賃借等の処理に関する訓令第23条第2項の規定による土地等の所有者等への宅地造成承認の通知
35	賃借等の処理に関する訓令第55条の規定による賃（転）貸人への賃貸契約期間更新依頼
36	賃借等の処理に関する訓令第58条の規定による貸付解除に伴う損失補償の通報
37	前各号に掲げる以外のもので地方調整官専決を適当と認める通常業務

別表第2 建設調整官専決事項

1 建築課、土木課、設備課、建設計画官に関する事項

号 数	事 項
1	法令、告示及び通達の通知
2	調査、統計の作成、報告及び資料の収集、定例報告の提出
3	自衛隊に属する航空機及び艦船への搭乗依頼及び輸送請求、給食その他協力依頼
4	自衛隊の立入制限施設等への立入申請
5	防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。）第28条第1項及び第2項の規定による工事契約締結報告書の作成及び送付
6	取得等訓令第30条第1項の規定による工事完成状況報告書の作成及び送付
7	工事成績評定要領について（通知）（平成28年3月31日付防整技第7160号）付紙の2の（1）の規定による工事成績の報告
8	建設工事に関する関係法令等の規定に基づく関係行政機関及び地方公共団体等に対する通知。申請、協議、届出等
9	前各号に掲げる以外のもので建設調整官専決を適当と認める通常業務

別表第3 代 決 者

権限を有する者	代 決 者
支 局 長	地方調整官（総務課、業務課所掌事項に限る。） 建設調整官（建築課、土木課、設備課、建設計画官所掌事項に限る。）
地方調整官	総務課長
建設調整官	建設計画官